2026年11月９日

各位

会　社　名　カルナバイオサイエンス株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　吉野　公一郎
（コード番号：4572）
問 合 せ 先　取締役経営管理本部長　山本　詠美
（TEL：078-302-7039）

新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づく
第三者割当による第６回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2026年９月 28 日付の「新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結及び第三者割当による第４回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに新株式の発行に関するお知らせ」（以下「当初プレスリリース」といいます。）及び2026年10月19日付の「新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づく第三者割当による第５回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」（以下「第５回発行決議プレスリリース」といいます。）で公表いたしましたとおり、2026年９月 28 日開催の取締役会において、Cantor Fitzgerald Europe との間で、新株予約権付社債発行プログラムの設定に係る契約（以下「新株予約権付社債発行プログラム設定契約」といいます。）を締結すること並びに Cantor Fitzgerald Europe に対して、新株予約権付社債発行プログラム設定契約により設定された新株予約権付社債発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に基づく第三者割当による第４回無担保転換社債型新株予約権付社債、第５回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第６回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、それぞれ「第４回新株予約権付社債」、「第５回新株予約権付社債」及び「第６回新株予約権付社債」といい、第４回新株予約権付社債、第５回新株予約権付社債及び第６回新株予約権付社債を個別に又は総称して「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下、それぞれ「第４回新株予約権付社債第三者割当」、「第５回新株予約権付社債第三者割当」及び「第６回新株予約権付社債第三者割当」といい、第４回新株予約権付社債第三者割当、第５回新株予約権付社債第三者割当及び第６回新株予約権付社債第三者割当を個別に又は総称して「本新株予約権付社債第三者割当」といいます。）について決議しておりますが、当社は、2026年 11 月９日開催の取締役会において、本新株予約権付社債第三者割当のうち、第６回新株予約権付社債第三者割当に関して、その発行と具体的な発行条件を改めて決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、当社は、2026年９月 28 日開催の取締役会において、五味大輔氏及び kaya holdings 株式会社（以下「kaya holdings」といい、Cantor Fitzgerald Europe、五味大輔氏及び kaya holdings を個別に又は総称して以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本新株式第三者割当」といいます。）についても決議しております。なお、五味大輔氏は当社の株主です。

以下、本新株予約権付社債第三者割当及び本新株式第三者割当を個別に又は総称して「本第三者割当」といい、本新株予約権付社債及び本新株式の発行による資金調達を総称して「本資金調達」といいます。

なお、本第三者割当や本プログラムの詳細については、当初プレスリリース及び第５回発行決議プレスリリースをご参照ください。また、当初プレスリリース公表後の状況の変化については、本日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書もあわせてご参照ください。

１．　本プログラムに基づく第６回新株予約権付社債の発行の概要

（１）	社債の名称	カルナバイオサイエンス株式会社第６回無担保転換社債型新株予約権付社債
（２）	払込期日	2026 年 11 月 25 日
（３）	新株予約権の総数	40 個
（４）	社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額金 187,200,000 円（各本社債の金額 100 円につき金 90 円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
（５）	当該発行による潜在株式数	698,220 株 上記潜在株式数は、当初転換価額である 297.9 円で転換された場合における最大交付株式数です。本新株予約権付社債には価格修正条項は付されておりませんので、上限転換価額及び下限転換価額はありません。
（６）	資金調達の額	総額 187,200,000 円
（７）	転換価額及びその修正条件	297.9 円 本新株予約権付社債には価格修正条項は付されておりません。
（８）	募集方法	第三者割当の方法による。
（９）	割当予定先	Cantor Fitzgerald Europe
（10）	利率	年率 1.0％
（11）	利払日	2026 年 12 月 31 日を第１回の利払日とし、その後毎年３月 31 日、６月 30 日、９月 30 日及び 12 月 31 日に支払うものとする（当該利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。）。
（12）	償還期限	2029 年 11 月 22 日
（13）	償還価額	額面 100 円につき金 100 円
（14）	その他	2026 年９月 28 日付で当社が割当予定先と締結した新株予約権付社債発行プログラム設定契約においては、以下の内容等が定められています。 （１） 割当予定先が本新株予約権付社債を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要するものとします。 （２） 各割当決議日以降、全ての本社債が残存しなくなるまでの期間中、当社が割当予定先以外の第三者とのファイナンス（本新株式第三者割当、M&A、役職員向け株式報酬又はストックオプションの発行は除外する。）を実施又は実施することについて公表しようとする場合、当社は割当予定先による書面による承諾を要するものとします。

２．募集の目的及び理由

当初プレスリリースの「I．包括的新株予約権付社債発行プログラム」「２．本プログラムによる資金調達を選択した理由」及び「III．本資金調達の目的及び理由」「１．募集の目的」並びに第５回発行決議プレスリリースの「２．募集の目的及び理由」をご参照ください。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

本資金調達により調達する資金の額、使途及び支出予定時期については、以下のとおりです。

（１）調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,411,681,050	42,000,000	1,369,681,050

（注）１．払込金額の総額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額（561,600,000 円）及び本新株式の払込金額の総額（850,081,050 円）を合算した金額です。

２．発行諸費用の概算額は、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社へのプレースメントエージェント費用（本新株予約権付社債の払込金額に対して一定率）、弁護士費用、本新株予約権付社債の公正価値算定費用、変更登記費用、反社会的勢力との関係の有無に関する調査費用、その他事務費用（有価証券届出書作成費用及び取扱銀行手数料等）の合計額であります。

３．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（２）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本資金調達による差引手取概算額の具体的な使途及び支出予定時期については、当初プレスリリースの「III．本資金調達の目的及び理由」「２．調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「（２）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」をご参照ください。

４．資金使途の合理性に関する考え方

当初プレスリリースの「III．本資金調達の目的及び理由」「２．調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「（２）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおり、本第三者割当により調達する資金を当社の創薬事業における研究開発費及び運転資金、具体的には、BTK 阻害剤 docirbrutinib（AS-1763）及び CDC7 阻害剤 monzosertib（AS-0141）の臨床開発費用、前臨床段階のパイプラインの開発費用、開発化合物の創製・研究費用等並びに運転資金（全社に係る一般管理費用）に充当することは、当社の事業価値向上に貢献し、当社の株主価値向上に資するものと考えております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、第６回新株予約権付社債の発行条件の決定に当たっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町４番１号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際」といいます。）に第６回新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、2026 年 11 月９日付で第６回新株予約権付社債の評価報告書を受領いたしました。赤坂国際は、第６回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて第６回新株予約権付社債の評価を実施しています。また、赤坂国際は、第６回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2026 年 11 月６日）の市場環境等を考慮し、当社の株価（331 円）、ボラティリティ（60.8%）、予定配当額（０円/株）、無リスク利子率（2.0%）等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、第６回新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、第６回新株予約権付社債の転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態に鑑み、割当予定先と協議の結果、第６回新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日の直前取引日である 2026 年 11 月６日の東証における当社普通株式の普通取引の終値である 331 円の 90%に相当する金額である 297.9 円といたしました。

その上で、当社は、第６回新株予約権付社債の発行価格（各本社債の金額 100 円につき金 90 円）を赤坂国際による価値算定評価額（各本社債の金額 100 円につき金 83.8 円～金 91.9 円）の範囲内に収まる水準で決定しております。また、第６回新株予約権付社債に定められた利率と当社が普通社債を発行する場合に必要とされる利率との差額をキャッシュフローベースの現在価値に割り戻して計算した本新株予約権の実

質的対価と、モンテカルロ・シミュレーションによる本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値に概ね見合っていること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、第６回新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会（４名にて構成。全員が社外取締役）からは、赤坂国際は、当社経営陣から一定程度独立しており、また割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際による第６回新株予約権付社債に含まれる本新株予約権の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、赤坂国際の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないこと、並びに第６回新株予約権付社債に含まれる本新株予約権については実質的な対価が公正な価値に概ね見合っていることから、第６回新株予約権付社債に含まれる本新株予約権に係る払込金額を無償とすることは割当予定先に特に有利な条件ではなく、適法である旨の意見がなされております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が全て転換されたと仮定した場合に交付される株式数は 1,893,986 株（第４回新株予約権付社債：507,936 株、第５回新株予約権付社債：687,830 株、第６回新株予約権付社債：698,220 株）であり、同株式に係る議決権の数は 18,939 個（第４回新株予約権付社債：5,079 個、第５回新株予約権付社債：6,878 個、第６回新株予約権付社債：6,982 個）であるため、全ての本新株予約権付社債が転換された場合には、2026 年６月 30 日現在の当社の発行済株式総数 20,652,469 株に対する比率は 9.17%、2026 年６月 30 日現在の当社の議決権総数 206,315 個に対する比率は 9.18%に相当します。また、本新株式の発行により交付された株式数は 2,075,900 株であり、同株式に係る議決権の数は 20,759 個であるため、2026 年６月 30 日現在の当社の発行済株式総数 20,652,469 株に対する比率は 10.05%、2026 年６月 30 日現在の当社の議決権総数 206,315 個に対する比率は 10.06%に相当します。したがって、本新株予約権付社債及び本新株式を合わせると、2026 年６月 30 日現在の当社の発行済株式総数 20,652,469 株に対する比率は 19.22%、2026 年６月 30 日現在の当社の議決権総数 206,315 個に対する比率は 19.24%に相当し、一定の希薄化が生じます。

当初プレスリリースの「III．本資金調達の目的及び理由」「１．募集の目的」に記載のとおり、創薬研究開発に継続的・安定的に資金充当するため財務基盤の強化を図る必要があること等に鑑みれば、本件規模の第三者割当を実施することが必要かつ適切であると判断し、本資金調達を行うことを決定いたしました。本新株予約権付社債については、将来的に資本増強の必要性がなくなった場合やより有利な資金調達方法が利用可能となった場合等には、当社の裁量により取得することが可能な設計としております。一方、本新株式については、発行時点で希薄化が生じるものの、発行株式数は発行時点で確定しており、その後の株価変動によって増加するものではありません。以上を踏まえ、当社は、本新株予約権付社債及び本新株式の発行数量並びにこれらによる希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数 1,893,986 株及び本新株式の発行により交付された株式数 2,075,900 株を合算した 3,969,886 株に対し、東証における当社普通株式の過去６か月における１日当たり平均出来高は 181,820 株であり、一定の流動性を有しております。したがって、今回の資金調達は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

６．割当予定先の選定理由等

当初プレスリリースの「III．本資金調達の目的及び理由」「５．割当予定先の選定理由等」の Cantor Fitzgerald Europe に関する記載及び第５回発行決議プレスリリースの「６．割当予定先の選定理由等」をご参照ください。

なお、Cantor Fitzgerald Europe の保有する docirbrutinib（AS-1763）開発促進新株予約権は、当初プレスリリース公表時点では 75,703 個でしたが、その後の行使により、本日現在 72,604 個となっています。また、Cantor Fitzgerald Europe の保有する第２回無担保転換社債型新株予約権付社債の額面総額は、2026 年 10 月

19 日付の第５回発行決議プレスリリース公表時点では 31,250,000 円でしたが、その後、全ての転換が完了したことにより、Cantor Fitzgerald Europe は本日現在、同新株予約権付社債を保有しておりません。

加えて、Cantor Fitzgerald Europe は、2026 年 11 月 6 日付で、当社に対し、第２回無担保普通社債（私募債）のうち、１口（額面金額 46,250,000 円）について繰上償還請求を行っており、当社は、2026 年 11 月 11 日に当該社債の償還を行う予定です。当該償還後における Cantor Fitzgerald Europe の第２回無担保普通社債（私募債）の保有額は、額面総額 1,803,750,000 円となる予定です。

７．発行要項

別紙のとおり。

以上

別紙

カルナバイオサイエンス株式会社
第６回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

1. 社債の名称
カルナバイオサイエンス株式会社第６回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額
金 208,000,000 円

3. 各社債の金額
金 5,200,000 円の１種。本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することはできない。

4. 払込金額
各本社債の金額 100 円につき金 90 円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面
無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 254 条第２項本文及び第３項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率
年率 1.0％

7. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日
2026 年 11 月 25 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日
2026 年 11 月 25 日

10. 募集の方法
第三者割当の方法により、Cantor Fitzgerald Europe に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の価額、方法及び期限
(1) 本社債は、2029 年 11 月 22 日（以下「満期償還日」という。）に、その総額を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第(3)号乃至第(7)号に定めるところによる。
(2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その翌銀行営業日にこれを繰り下げる。
(3) 組織再編行為による繰上償還
当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合）、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予

約権付社債権者」という。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。）又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の 50%以上、又は、発行済の持分の 50%以上が直接又は間接的に他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。

当社は、本号に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

(4) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに通知の上、当該通知において指定した償還日（但し、かかる償還日は、当該公開買付けによって当社普通株式の東京証券取引所における上場が廃止される日より前の日とする。）において、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還するものとする。

本項第(3)号及び本号に従って本社債の償還が義務付けられる場合、本項第(3)号の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号に基づく通知が行われた場合には、本号の手続が適用される。

(5) スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前の日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還するものとする。

(6) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定（但し、専ら当社が東京証券取引所有価証券上場規程第 501 条第 1 項第 3 号（e）に適合しなくなったことに起因する指定を除く。）がなされた場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 5 営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは、当社に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合をいう（但し、専ら当社が東京証券取引所有価証券上場規程第 501 条第 1 項第 3 号（e）に適合しなくなったことに起因する事由はこれを除く）。

(7) 当社の選択による繰上償還

当社は、本新株予約権付社債権者に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の１か月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日（同日を含む。）から償還日（同日を含む。）までこれを付し、2026 年 12 月 31 日を第１回の利払日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年３月 31 日、６月 30 日、９月 30 日及び 12 月 31 日に、当該利払日の直前の利払日（第１回の利払日に関しては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、１年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、１年を 365 日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

(2) 利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 本社債の全て又は一部が満期償還日以前の日（以下「早期償還日」という。）に償還される場合、当該償還される本社債の利息は、当該早期償還日の直前の利払日（第１回の利払日に関しては払込期日）（同日を含む。）から早期償還日（同日を含む。）まで利息が発生する。

(4) 利払日に本社債の利息の支払いがなされなかった場合、当該利息について、当該利払日の翌日（同日を含む。）から弁済がなされた日（同日を含む。）までの期間につき、年 14.6％の利率による遅延損害金を付すものとする。

(5) 本社債は、満期償還日後は、利息は発生しない。

(6) 本新株予約権が行使された場合、当該本新株予約権に係る本社債は、当該本新株予約権の行使の効力発生日以後利息は発生しないものとし、この場合、当該行使の効力発生日までの利息は、当該行使の効力発生日の直後の利払日に支払われるものとする。

13. 買入消却

(1) 当社（又はその関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関連会社をいう。以下同じ。）及び子会社のいずれか）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買い入れることができる。

(2) 当社（又はその関連会社及び子会社のいずれか）が本新株予約権付社債を買い入れた場合、当社は、いつでも、その選択により（当社の関連会社及び子会社のいずれかが買い入れた場合には、償却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

14. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は１個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

① 種類

当社普通株式

② 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）

する数は、行使請求に係る本社債の金額の総額を第(4)号③に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産
当該本新株予約権に係る本社債

② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

③ 転換価額
転換価額は当初、297.9 円とする。但し、下記④の規定に従って調整される。

④ 転換価額の調整

(ｲ) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ﾛ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

但し、当社及び当社の関係会社の取締役及び役職員に対してインセンティブとして新株予約権、株式その他の証券又は権利を割り当てる場合は調整されないものとする。

(ﾛ) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(a) 下記(ﾊ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し交付する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、合併又は株式交付により交付する場合を除く。）
調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合
調整後転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(c) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(ﾊ)(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めのあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(ﾊ)(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行又は付与する場合（但し、当社取締役会の決議に基づく当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を交付する場合並びに Cantor Fitzgerald Europe 及びその関連会社（Cantor Fitzgerald Europe の「関連会社」とは、交付の決定時点において、直接的又は間接的に一つ又は複数の仲介者を通じて、Cantor Fitzgerald L.P.を支配し、

又は Cantor Fitzgerald L.P.に支配され、また、Cantor Fitzgerald L.P.と共通の支配下にある者（BGC Group, Inc.及びその子会社を除く。）をいう。）に対して新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全部が当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。但し、本(c)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得又は当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

(d) 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）の取得と引換えに下記(ハ)(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式等に関して、当該調整前に上記(c)又は下記(e)による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の下記(ハ)(f)に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の下記(ハ)(c)に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の下記(ハ)(c)に定める既発行株式数を超えない場合は、本(d)の調整は行わないものとする。

(e) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式１株当たりの対価（以下、本(e)において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本(e)と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における下記(ハ)(b)に定める時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、上記(c)による転換価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして上記(c)の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、上記(c)又は上記(i)による転換価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの下記(ハ)(f)に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の下記(ハ)(c)に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過する普通株式数を転換価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、１か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

(f) 本号(a)乃至(c)の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会その他当社の委員会又は機関の承認を条件としているときには、本号(a)乃至(c)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}\right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(g) 本号(a)乃至(e)に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号(a)乃至(f)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(ﾊ)(a) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。

(b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記(ﾛ)(f)の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ 45 取引日（「取引日」とは、東京証券取引所において取引が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。

(c) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合はその日、また、それ以外の場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とし、当該転換価額の調整前に、上記(ﾛ)又は下記(ﾆ)に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(d)当社普通株式の分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(e) 上記(ﾛ)において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（上記(ﾛ)(c)における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における１株当たりの払込金額とする。

(f) 上記(ﾛ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後転換価額を適用する日の１か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（上記(ﾛ)(d)においては）当該転換価額の調整前に、上記(ﾛ)又は下記(ﾆ)に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（上記(ﾛ)(e)においては）当該転換価額の調整前に、上記(ﾛ)又は下記(ﾆ)に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない

当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(g) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が１円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(ﾆ) 上記(ﾛ)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(a) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とする場合。

(b)当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とする場合。

(c) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。

(d) 転換価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(ﾎ) 本項の規定により転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間は、2026 年 11 月 26 日から 2029 年 11 月 22 日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

① 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日

② 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日

③ 当社が、第 11 項第(3)号乃至第(7)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降

④ 当社が、第 16 項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 本新株予約権の行使請求受付事務

本新株予約権の行使請求受付事務は、第 21 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

① 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求期間中に行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。

② 行使請求受付場所において行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。

(10) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行わ

れた日に発生するものとする。

15. 担保提供制限

(1) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。

(2) 本項第(1)号に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本新株予約権付社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第 41 条第４項の規定に準じて公告するものとする。

16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき直ちに期限の利益を喪失する。

① 第 11 項の規定に違背したとき。

② 第 15 項の規定に違背したとき。

③ 当社が本新株予約権付社債権者と締結した契約（本新株予約権付社債の買取りに関する契約を含むが、これに限られない。）に重要な点において違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその是正をしないとき。

④ 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

⑤ 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 100,000,000 円を超えない場合は、この限りでない。

⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

⑦ 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

17. 社債管理者

本社債に、社債管理者は設置しない。

18. 元金支払事務取扱場所（元金支払場所）

カルナバイオサイエンス株式会社
兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目５番５号

19. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する方法によることができる。

20. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも２週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、兵庫県においてこれを行う。

(3) 本社債の種類（会社法第 681 条第１号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の１以上にあたる本社債を有する本

新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

21. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

22. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

23. その他

(1) 当社は払込期日後、本新株予約権付社債に関する取り決めを会社法に整合させるために必要な限りにおいて、会社法の手続に従って本要項の修正をすることができる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。